



令和 8 年 7 月 31 日  
内閣府政策統括官（防災担当）

## 災害対応車両登録制度に基づくトイレカーの派遣について ～熊本地震の被災地へトイレカーをプッシュ型で調整し、派遣を行っています～

### 1. 概要

内閣府では、災害時に活用可能なトイレカー、キッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録・データベース化し、発災時には、被災自治体が迅速に派遣要請をすることができる災害対応車両登録制度（D-T R A C E<sup>ディー・トレース</sup>）を令和 7 年 6 月 1 日から開始しています。

この度、熊本地震により被害を受けた熊本県からの要請に基づき、内閣府において D-T R A C E に登録されたトイレカーについて、所有自治体とプッシュ型で調整を行い、派遣を行っています。なお、派遣においては、関西広域連合の協力もいただいております。

引き続き、被災地のニーズに即した迅速な派遣に努めてまいります。

### 2. トイレカーの派遣状況等

熊本県氷川町及び熊本県宇城市へ快適トイレ仕様のトイレカー 10 台を派遣済み

（令和 8 年 7 月 31 日時点）



【写真】熊本県宇城市に派遣されたトイレカー（左・宮崎県延岡市所有 中・徳島県所有）及びトイレトレーラー（右・広島県三原市所有）の設置状況

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
清水、上野、前田、坂田

TEL 03-5253-2111（内線51309）

03-3503-5691（直通）

# 災害対応車両登録制度の概要

## 登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(D: Disaster, T: Trailers-containers-vehicles, R: Registration And C: Coordination Engine)の頭文字をとったもの

- **災害対応車両**（以下「車両」という。）とは、発災時に、**避難所**、**仮設住宅**若しくは**トイレ**の用途に供され、又は、**食事**、**洗濯**若しくは**入浴サービス**を提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**（発災時に車両の配車調整を行う法人。以下「調整法人」という。）のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が**発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化し、自治体等へ共有**（下図①②）。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム（D-TRACE）**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**（下図③④）。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**（下図⑤）。
- 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。**令和7年6月1日より施行**。
- 令和8年7月31日時点で、**災害対応車両は524台、災害対応車両調整法人は41法人**が登録済。

## ■ 災害対応車両の例



※発災時に①避難所 ②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される**自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両**をいう

## ■ 登録制度イメージ

